

(目的)

第1条 この条例は、建築物等における物品等の堆積等によって生じる周辺的生活環境の悪化等の影響に対して、これを生じさせた者が抱える生活上の諸問題に配慮しつつ、その影響を解消し、及び良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、もって市民が安全かつ安心で快適に暮らすことができ、及び相互に支え合う地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及びその敷地をいう。
- (2) 不良な生活環境 建築物等における物品等の堆積若しくは放置、当該建築物等の不良な管理、不適切な動物の飼養若しくは保管若しくは動物に対する不適切な給餌若しくは給水又は立木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等の周辺における生活環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがある状態をいう。
- (3) 原因者 不良な生活環境を生じさせた者をいう。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき実施されるものとする。

- (1) 不良な生活環境は、原因者が自ら解消することを原則とする。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の精神的又は身体的な状況、地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、原因者が自ら当該不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。
- (3) 不良な生活環境を予防し、及び解消するための支援は、市、地域住民、関係機関等が協力して行うものとする。
- (4) 前3号に掲げる方針により不良な生活環境の解消のための支援を行ってもなお解消されない場合は、当該不良な生活環境の解消に必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針にのっとり、不良な生活環境の解消に関する施策を適切かつ総合的に実施するものとする。

2 市は、不良な生活環境の解消に当たって、関係法令に基づく措置のうち、その権限に属するものを適切に行使するとともに、関係機関との円滑な連携を確保し、総合的な解決を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、不良な生活環境の発生の予防に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する不良な生活環境の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(調査等)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物等の状態、使用状況等について、原因者、当該建築物等の所有者その他の関係者に対し報告を求めすることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、不良な生活環境にある建築物等に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係機関に対し、建築物等の居住者に関する情報の提供を求めすることができる。

4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、原因者、建築物等の所有者その他の関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用することができる。

5 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支援)

第7条 市長は、原因者に対し、自ら不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による支援に当たっては、不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ、堆積した廃棄物の排出の指導又は収集、建築物等の緊急的な補修の援助、動物の適切な飼い方の指導、動物の引取り、立木の伐採の助言、市営住宅への入居の誘導等の適宜の手法を選択するものとする。

3 市長は、地域住民、関係機関等に対して必要な情報提供を行い、その協力を得て原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援、当該不良な生活環境が解消された後における再発防止のための見守りその他の取組をこれらの者と協力して行うものとする。

(指導及び催告)

第8条 市長は、前条第1項の規定による支援を行っても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が周辺的生活環境に対して著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、不良な生活環境の原因となる物品等の堆積若しくは放置をする者(以下「堆積者」という。)又は不良な生活環境に係る建築物等の所有者に対し、その不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なおその不良な生活環境が解消しないと認めるときは、当該指導を受けた者(堆積者に限る。)に対し、期限を定めて当該物品等の堆積又は放置を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令及び代執行)

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつた場合において、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によっては命令した措置の履行を確保することが困難であり、かつ、当該措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による命令及び前項の規定による代執行をしようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会に諮問しなければならない。

(静岡市不良な生活環境解消推進審議会の設置)

第10条 不良な生活環境の解消を推進するため、静岡市不良な生活環境解消推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 審議会は、第9条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、不良な生活環境の解消に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第12条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 町内会及び自治会の代表者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第18条 第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。